

救急救命士の 病院実習に ご協力を お願いします

堺市消防局

「救急救命士」とは、救急車に乗務する救急隊員のうち、所定の医学的教育を受け、国家試験に合格した医療従事者です。

救急現場で活動する救急救命士は、傷病者を病院へ搬送するまでの間、傷病者の命が危険又はいちじるしく症状が悪化するおそれがある場合、医師の指示を受け、気管挿管（気道確保）や点滴、薬剤投与などの救急救命処置を行います。

救急救命士が現場での確かな判断と処置を行うためには、医療に関する知識や技術を錬磨し続ける必要があります。病院において臨床実習を行うことが不可欠です。

救急救命士の病院実習に関しては、総務省消防庁や大阪府が示す

「病院実習ガイドライン」に基づき、指導医師等の監督の下、患者様の安全に配慮し、不利益が生じることのないよう、十分留意しております。

実習に際しまして、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

